

広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三号

広島県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(広島県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 広島県税条例の一部を改正する条例(平成二十五年広島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

(広島県税条例の一部改正)

第二条 広島県税条例(昭和二十九年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項の表第一百十五条第一号イの項中「第一百五十一条第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第一百五十一条第一号ロの項中「第一百五十一条第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第一百五十一条第二号イの項中「第一百五十一条第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第一百五十一条第二号ロの項中「第一百五十一条第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第一百五十一条第三号イの項中「第一百五十一条第三号イ」に改め、同表第一百五十一条第三号ロの項中「第一百五十一条第三号ロ」を「第一項第三号ロ」に改め、同表第一百五十一条第四号イの項中「第一百五十一条第四号イ」に改め、同表第一百五十一条第四号ロの項中「第一百五十一条第四号ロ」を「第一項第四号ロ」に改め、同表第一百五十一条第五号イ(1)の項中「第一百五十一条第五号イ(1)」に改め、同表第一百五十一条第五号イ(2)の項中「第一百五十一条第五号イ(2)」を「第一項第五号イ(1)」に改め、同表第一百五十一条第五号イ(2)の項中「第一百五十一条第五号イ(2)」を「第一項第五号イ(2)」に改め、同表第一百五十一条第五号ロ(1)の項中「第一百五十一条第五号ロ(1)」

を「第一項第五号ロ(1)」に改め、同表第一百五條第一項第五号ロ(2)の項中「第一百五條第一項第五号ロ(2)」を「第一項第五号ロ(2)」に改め、同表第一百五條第一項第五号ロ(3)の項中「第一百五條第一項第五号ロ(3)」を「第一項第五号ロ(3)」に改め、同表第一百五條第二項第一号の項中「第一百五條第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第一百五條第二項第二号の項中「第一百五條第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同表第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項第四号中「この条」を「この項及び次項」に、「以下この号」を「次項」に、「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」に、「(次項において「平成二十七年以降」を「平成三十二年以降」という。)に百分の百二十」を「に百分の百十」に改め、「かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率率(基準エネルギー消費効率率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。)以上」を削り、同項の表第一百五條第一項第一号イの項中「第一百五條第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第一百五條第一項第一号ロの項中「第一百五條第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第一百五條第一項第二号イの項中「第一百五條第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第一百五條第一項第二号ロの項中「第一百五條第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第一百五條第一項第二号ハ(1)の項中「第一百五條第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第一百五條第一項第二号ハ(2)の項中「第一百五條第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第一百五條第一項第三号イ(1)の項中「第一百五條第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第一百五條第一項第三号イ(2)の項中「第一百五條第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第一百五條第一項第三号ロ(1)の項中「第一百五條第一項第三号ロ(1)」を「第一項第三号ロ(1)」に改め、同表第一百五條第一項第三号ロ(2)の項中「第一百五條第一項第三号ロ(2)」を「第一項第三号ロ(2)」に改め、同表第一百五條第一項第四号の項中「第一百五條第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第一百五條第一項第五号イ(1)の項中「第一百五條第一項第五号イ(1)」を「第一項第五号イ(1)」に改め、同表第一百五條第一項第五号イ(2)の項中「第一百五條第一項第五号イ(2)」を「第一項第五号イ(2)」に改め、同表第一百五條第一項第五号ロ(1)の項中「第一百五條第一項第五号ロ(1)」を「第一項第五号ロ(1)」に改め、同表第一百五條第一

項第五号ロ(2)の項中「第百十五条第一項第五号ロ(2)」を「第一項第五号ロ(2)」に改め、同表第百十五条第一項第五号ロ(3)の項中「第百十五条第一項第五号ロ(3)」を「第一項第五号ロ(3)」に改め、同表第百十五条第二項第一号の項中「第百十五条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百十五条第二項第二号の項中「第百十五条第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同条第四項中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年年度分」を「には、平成二十九年年度分」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、同項の表第百十五条第一項第一号イの項中「第百十五条第一項第一号イ」を「第一項第一号イ」に改め、同表第百十五条第一号ロの項中「第百十五条第一項第一号ロ」を「第一項第一号ロ」に改め、同表第百十五条第一項第二号イの項中「第百十五条第一項第二号イ」を「第一項第二号イ」に改め、同表第百十五条第一項第二号ロの項中「第百十五条第一項第二号ロ」を「第一項第二号ロ」に改め、同表第百十五条第一項第二号ハ(1)の項中「第百十五条第一項第二号ハ(1)」を「第一項第二号ハ(1)」に改め、同表第百十五条第一項第二号ハ(2)の項中「第百十五条第一項第二号ハ(2)」を「第一項第二号ハ(2)」に改め、同表第百十五条第一項第三号イ(1)の項中「第百十五条第一項第三号イ(1)」を「第一項第三号イ(1)」に改め、同表第百十五条第一項第三号イ(2)の項中「第百十五条第一項第三号イ(2)」を「第一項第三号イ(2)」に改め、同表第百十五条第一項第三号ロ(1)の項中「第百十五条第一項第三号ロ(1)」を「第一項第三号ロ(1)」に改め、同表第百十五条第一項第三号ロ(2)の項中「第百十五条第一項第三号ロ(2)」を「第一項第三号ロ(2)」に改め、同表第百十五条第一項第四号の項中「第百十五条第一項第四号」を「第一項第四号」に改め、同表第百十五条第一項第五号イ(1)の項中「第百十五条第一項第五号イ(1)」を「第一項第五号イ(1)」に改め、同表第百十五条第一項第五号イ(2)の項中「第百十五条第一項第五号イ(2)」を「第一項第五号イ(2)」に改め、同表第百十五条第一項第五号ロ(1)の項中「第百十五条第一項第五号ロ(1)」を「第一項第五号ロ(1)」に改め、同表第百十五条第一項第五号ロ(2)の項中「第百十五条第一項第五号ロ(2)」を「第一項第五号ロ(2)」に改め、同表第百十五条第一項第五号ロ(3)の項中「第百十五条第一項第五号ロ(3)」を「第一項第五号ロ(3)」に改め、同表第百十五条第二項第一号の項中「第百十五条第二項第一号」を「第二項第一号」に改め、同表第百十五条

第二項第二号の項中「第一百五条第二項第二号」を「第二項第二号」に改める。

(広島県税条例の一部改正)

第三条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

目次中「第九十三条」を「第百三条」に、
「第七節 自動車取得税（第九十四条―第
第七節の二 軽油引取税（第四百四条―第
百三条）
を「第七節 軽油引取税（第四百四条―第百十二条の十四）」に改め
る。

「ゴルフ場利用税
第四条中 自動車取得税 を「ゴルフ場利用税
に改める。
軽油引取税 」

第六条第一項第十二号中「自動車取得税」を「自動車税の環境性能割」に改め、同項
第十三号中「第五百十一条第三項」を「第七十七条の十一第三項」に、「第五百十一
条の二」を「第七十七条の十二」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、
同項第十四号及び同条第三項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第七条第一項第五号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第四百十五条第
二項」を「第四百四十六条第三項」に、「買主を所有者とみなす自動車にあつては当該買
主とし、同条第三項の規定により使用者に自動車税を課する自動車にあつては使用者」
を「使用者に自動車税の種別割を課する自動車にあつては使用者とし、法第四百七十七
条第一項の規定により買主を自動車の取得者及び所有者とみなす自動車にあつては当該買
主」に改める。

第十条第一項中「によつて」を「により」に、「自動車取得税」を「自動車税の環境
性能割」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二十八条第一項第一号中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四十四条中「百分の三・二」を「百分の一・〇」に改める。

第二章第七節の節名を削る。

第九十条から第百三条までを次のように改める。

第九十条から第百三条まで 削除

第二章第七節の二を同章第七節とする。

第百十三条中「軽自動車税の課税客体である自動車及び道路運送車両法第三条の大型
特殊自動車を除く。以下自動車税において同じ。」に対し、その所有者（法第百四十五
条第二項の規定により所有者とみなされる買主を含むものとし、所有者が法第百四十六

条第一項の規定によつて自動車税を課することができないものである場合においては、その所有者以外の使用者）に」を「法第四百四十五条第三号に規定する自動車をいう。以下この節において同じ。」に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によつて、当該自動車の所有者に種別割によつて」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として令第四十四条の二に規定するものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が法第四百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りではない。

第百十三条の次に次の二条を加える。

（自動車税のみならず課税）

第百十三条の二 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は令第四十四条の二に規定する自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（自動車税の課税免除）

第百十三条の三 日本赤十字社が所有する自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので次の各号の一に該当するものに対しては、自動車税を課さない。

- 一 救急自動車
 - 二 巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車
 - 三 血液事業の用に供する自動車
 - 四 救護資材の運搬の用に供する自動車
 - 五 前各号に掲げる自動車に類する自動車で知事の承認を受けたもの
- 2 次の各号の一に該当する自動車に対しては、種別割を課さない。ただし、第三号の自動車にあつては、知事の承認を受けたものに限る。
- 一 商品であつて使用しない自動車
 - 二 消防専用自動車及び救急専用自動車
 - 三 私立学校が所有する自動車のうち、専ら生徒の教育練習の用に供する自動車
- 第百十四条を次のように改める。

（環境性能割の課税標準）

第百十四条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として地方税法施行規則第九条の三の規定により算定した金額（第百十四条の三において「通常の取得価額」という。）とする。

第百十五条の前に次の七条を加える。

（環境性能割の税率）

第百十四条の二 次に掲げる自動車（法第百四十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

- 一 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をい
- い、法第百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第一号において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第四一項に規定するもの

- (1) 法第百四十九条第一項第四号イ(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

- (3) 法第四百四十五条第四号に掲げるエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が法第四百四十九条第一項第四号イ(3)に規定する平成三十二年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第二項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が法第四百四十九条第一項第四号ロ(3)に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率（以下この条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第三項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第四項に規定するもの
- (1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
- (2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- 二 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第四百四十九条第一項第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項第二号において同じ。）
- イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第五項に規定するもの
- (1) 法第四百四十九条第一項第五号イに規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（

以下この項及び次項第二号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第六項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第七項に規定するもの

(1) 法第四百九条第一項第五号ニ(1)に規定する平成二十八年軽油重量車基準(次項第二号において「平成二十八年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第八項に規定するもの

(1) 法第四百九条第一項第五号ホ(1)に規定する平成二十一年軽油重量車基準(以下この項及び次項第二号において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合すること。

(2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第九項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車（法第四十九条第一項及び前項（第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 乗用車又は車両総重量が二・五トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第十項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第十一項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第十二項に規定するもの

(1) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
(2) 窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

二 次に掲げる軽油自動車

イ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の第十三項に規定するもの

(1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十四項に規定するもの
 - (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十五項に規定するもの
 - (1) 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十六項に規定するもの
 - (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
 - (3) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので地方税法施行規則第九条の四第十七項に規定するもの
 - (1) 平成二十一年軽油重量車基準に適合すること。
 - (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- 3 法第百四十九条第一項及び前二項（これらの規定を次項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、百分の三とする。
- 4 第一項（第一号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定は、法第百四十九条第二項に規定する平成二十二年度基準エネルギー

消費効率算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(3)	平成三十二年度基準エネルギー消費効率	法第四百九条第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号イ(3)において「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百四十四
第二項第一号イ(3)	平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百三十八

（環境性能割の免税点）

第百十四条の三 通常の取得価額が五十万円以下である自動車に対しては、環境性能割を課さない。

（環境性能割の徴収の方法）

第百十四条の四 環境性能割の徴収については、申告納付の方法による。

（環境性能割の申告納付）

第百十四条の五 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第九条の五で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録の時
- 二 道路運送車両法第十三条第一項の規定による移転登録（以下この号並びに第百二十条第一項及び第二項において「移転登録」という。）を受けるべき自動車 当該移転登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日（その日前に当該移転登録を受けたときは、当該移転登録の時）
- 三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつ

た日から十五日を経過する日（その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時）
四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。以下この項において同じ。）は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、地方税法施行規則第九条の五で定める様式により、当該自動車の取得者が取得した自動車について必要な事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

3 環境性能割の納税義務者は、第一項又は法第六十一条の規定により環境性能割額を納付する場合（法第七十条の規定により当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、これらの規定による申告書又は修正申告書に指定する取扱人が取り扱う証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）により当該環境性能割額（当該環境性能割額に係る延滞金額を含む。以下この項において同じ。）に相当する金額の収納印の表示を受けてしなければならない。この場合において、知事が特に必要があると認めたときは、当該環境性能割額に相当する現金を納付して当該申告書又は修正申告書に納税済印の押印を受けることによつて、収納印の表示に代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、環境性能割の納税義務者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第七条又は第十三条の規定による登録の申請を行い、併せて広島県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年広島県条例第三十八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の規定による申告書の提出を行う場合には、当該納税義務者は、当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する環境性能割を知事から得た納付情報により納付する方法により納付しなければならない。

5 第三項の規定による環境性能割額の納付に係る収納計器の取扱い等に関し必要な事項は、規則で定める。

（環境性能割に係る不申告に関する過料）

第一百四条の六 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について、正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、知事が定める。

3 第一項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から十日以内とする。

(譲渡担保財産に対して課する環境性能割の徴収猶予の手続等)

第百十四条の七 法第百六十四条第二項の規定により、同条第一項の規定の適用があるべき旨の申告をしようとする者は、規則で定める様式による申告書を知事に提出しなければならぬ。

2 法第百六十四条第六項の規定による環境性能割に係る徴収金の還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の環境性能割の還付又は納税義務の免除の申請手続)

第百十四条の八 法第百六十五条第一項の規定による納税義務の免除又は同条第二項の規定による還付を申請しようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。

第百十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し」を「次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は」に改め、同項第三号中「除く」の下に「。以下この号において同じ」を加え、同号イ(1)中「一般乗用のもの」を「一般乗用バス」に、「供するもの」を「供するバス」に改め、「以下自動車税について同様とする。」を削り、同条第二項中「あるもの」の下に「に対して課する種別割」を加え、「額を」を「額を、」に改める。第百十六条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第百四十七条第三項」を「第百七十七条の七第三項」に、「自動車税」を「種別割」に、「令第四十四条の二」を「令第四十四条の十一」に改める。

第百十七条(見出しを含む。)及び第百十八条(見出しを含む。)中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百十九条の見出し及び同条第一項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に、「道路運送車両法第七条の規定による登録」を「新規登録」に、「際に」を「ときに」に改め、「知事が指定する取扱人が取り扱う証紙代金」及び「(以下「収納計器」という。)」を削り、「第百五十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「」によつて、「」を「により、」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第五項中「規定によつて」を「規定により」に、「自動車税

」を「種別割」に、「においては」を「には」に改める。

第百十九条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に、「に係る自動車税」を「に対して課する種別割」に改める。

第百二十条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「においては」を「には」に、「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「した際」を「した場合」に、「第九条の二」を「第九条の十七」に改め、同項第二号中「第一百四十四条」を「第一百三十三条の三」に改め、同項第五号中「第四百四十五条第三項」を「第四百四十六条第三項」に改め、同条第二項中「道路運送車両法第七条、第十二条又は第十三条の規定による登録」を「新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録」に、「した際」を「した場合」に改め、同条第三項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百二十条の二中「第四百四十五条第二項」を「第四百四十七条第一項」に、「自動車税」を「種別割」に改める。

第百二十一条の見出し中「自動車税の」を「種別割に係る」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「第四百四十五条第二項」を「第四百四十七条第一項」に、「によつて」を「により」に、「報告しなかつた場合においては」を「報告をしなかつた場合には」に改める。

第百二十一条の二の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「この条」を「この項及び次項」に、「においては」を「には」に改め、同条第四項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第百二十一条の三の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「自動車税」を「種別割」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第百二十一条の四の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「規定によつて自動車税」を「規定により種別割」に改める。

第百二十二条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「自動車税」を「種別割」に、「規定によつて」を「規定により」に改める。

附則第六条の四の二第一項中「平成四十一年度」を「平成四十三年度」に、「平成三十一年」を「平成三十三年」に改め、同条第四項中「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第六条の四の三第一項中「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、同条第三項中

「平成三十一年」を「平成三十三年」に改める。

附則第十一条の二の十二を削る。

附則第十四条から第十四条の六までを次のように改める。

第十四条から第十四条の六まで 削除

附則第十八条の二を削る。

附則第十八条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「有しないものをいう。以下この条において同じ。」を「有しないものをいう。」に、「附則第五条第一項」を「第九条の二第一項」に、「規定するものをいう。以下この条において同じ。」を「規定するものをいう。」に、「附則第五条第二項」を「附則第五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に、「附則第五条第四項」を「第九条の二第四項」に改め、「大気汚染防止法」の下に「（昭和四十三年法律第九十七号）」を加え、「附則第五条第五項」を「第九条の二第五項」に改め、「第三項第三号において同じ。」を削り、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百十五条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第百十五条」を「同条」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項」を「法第百四十七条第三項」に、「この条」を「この項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項中「附則第十八条第一項」を「附則第十八条の二第一項」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条を附則第十八条の二とする。

附則第十七条の三の次に次の一条を加える。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十八条 営業用の自動車（第百十三条第一項の自動車をいう。以下この条及び次条において同じ。）に対する第百十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の〇・五
第二項（第四項において準用する場合を含む。）	百分の二	百分の一
第三項	百分の三	百分の二

（合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例の一部改正）

第四条 合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する

条例（昭和二十七年広島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第四条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第五条（見出しを含む。）中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

別記様式第一号中「~~甲 動 車 税 別 割 別~~」を「~~甲 動 車 税 別 割 別~~」に改める。

（国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正）

第五条 国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例（昭和二十九年広島県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第二条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「但し、特例条例第三条中「合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等」とあるのは「国際連合の軍隊の構成員等」と読み替えるものとする。」を削る。

（法人の県民税の特例に関する条例の一部改正）

第六条 法人の県民税の特例に関する条例（昭和五十年広島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

- 2 平成三十一年十月一日以後に開始する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割の税率についての前項の規定の適用については、同項中「百分の四・〇」とあるのは、「百分の一・八」とする。

第三条第一項中「四・〇分の〇・八」を「一・八分の〇・八」に改める。

（広島県産業廃棄物埋立税条例の一部改正）

第七条 広島県産業廃棄物埋立税条例（平成十四年広島県条例第二十六号）の一部を次の

ように改正する。

第二十二条第二項中「第六条の十七第二項第七号」を「第六条の十七第二項第九号」に改める。

(地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

第八条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例(平成二十七年広島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定 平成二十九年四月一日

二 第三条(広島県税条例附則第六条の四の二及び附則第六条の四の三の改正規定を除く。)から第六条までの規定 平成三十一年十月一日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、前条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「三十一年施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日以後に開始した事業年度分の法人の県民税について適用し、三十一年施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 第六条の規定による改正後の法人の県民税の特例に関する条例第三条の規定は、三十一年施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、三十一年施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び三十一年施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 三十一年施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税についての第三条の規定による改正前の広島県税条例(以下「旧条例」という。)附則第十一条の二の十二の規定の適用については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第四条 三十一年施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第五条 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、三十一年施行日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 第三条の規定による改正後の広島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、三十一年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、三十一年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例附則第十八条の二第一項の規定により納税義務を免除される三十一年施行日前の自動車税の徴収金に係る同条第二項の規定による還付については、なお従前の例による。

(合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の規定は、三十一年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、三十一年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。

(国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の国際連合の軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、三十一年施行日以後の自動車税の種別割について適用し、三十一年施行日前の自動車税については、なお従前の例による。